住所　名古屋市西区牛島町８番８号
金匡志　昭和59年12月31日生
住所　名古屋市中区栄１丁目24番38号
王志豈　昭和56年10月19日生
住所　川崎市多摩区宿河原２丁目４番16号
盧洋恵　昭和57年12月12日生
住所　広島県福山市新涯町１丁目30番７―101号
姚遠　昭和50年11月８日生
住所　滋賀県栗東市岡226番地１
李美子　昭和45年８月19日生
方永彬　平成９年５月７日生
方暁彬　平成15年５月22日生
住所　横浜市港北区岸根町412番地１
李妍　昭和56年５月17日生
住所　横浜市磯子区森３丁目13番15号
レイマーク・サラス　平成６年３月15日生
住所　川崎市幸区南幸町３丁目99番地
賀亮　昭和54年12月20日生
住所　横浜市中区本牧和田11番１―501号
胡俊瑩　昭和58年12月26日生
住所　東京都世田谷区玉川２丁目26番15―406号
徐涵薇　昭和58年12月４日生
住所　東京都北区堀船３丁目45番11―106号
薛炳玲　平成５年６月15日生
薛炳欣　平成７年11月７日生
住所　大阪市阿倍野区阪南町１丁目21番21号
崔穎　昭和53年９月18日生
住所　長崎県佐世保市原分町1107番地３
石鳴　昭和56年10月19日生

○農林水産省告示第千六百七十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、炭酸飲料の日本農林規格（昭和四十九年六月二十七日農林省告示第五百六十七号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第千六百七十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、豆乳類の日本農林規格（昭和五十六年十一月十六日農林水産省告示第千八百号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第千六百八十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和六十年四月二十日農林水産省告示第五百三十一号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第千六百八十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成八年三月二十八日農林水産省告示第三百八十八号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第千六百八十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成十九年十月三十日農林水産省告示第千三百四十八号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

○農林水産省告示第千六百八十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年三月三十一日農林省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十五号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和五十四年十月十二日農林水産省告示第千四百二十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、精製ラードの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、精製ラードの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、ショートニングの日本農林規格（平成三年八月一日農林水産省告示第九百八十九号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、煮干魚類の日本農林規格（平成六年八月九日農林水産省告示第千百三十二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年八月十六日から施行する。

平成二十四年七月十七日

農林水産大臣　郡司　彰